

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 2 5 日

地方厚生(支)局保険主管課 御中

厚生労働省保険局調査課

令和 8 年熊本地震による被災に伴う
健康保険・船員保険事業状況報告の記載方法等について

概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払分及び保険者等が特定できない診療報酬等に関する各保険者の支払分等に関する健康保険・船員保険事業状況報告の取扱いについて、当課より健康保険組合等に対し別紙のとおり事務連絡を送付しましたのでご連絡いたします。



事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 2 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局調査課

令和 8 年熊本地震による被災に伴う健康保険・船員保険事業状況報告、国民健康保険毎月事業状況報告書及び後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療毎月事業状況報告書の記載方法等について

医療保険の運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険・船員保険事業状況報告、国民健康保険毎月事業状況報告書及び後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療毎月事業状況報告書（以下それぞれ「健保月報」、「国保事業月報」及び「後期事業月報」という。）については、令和 8 年熊本地震による被災に伴う毎月の報告の記載方法等を以下のとおりとするのでご留意いただくとともに、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）におかれましては、貴管内保険者及び後期高齢者医療広域連合に対して周知方お願いいたく存じます。

1. 保険給付状況の記載について

- (1) 「令和 8 年熊本地震による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」（令和 8 年 8 月 12 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において示された按分方法による請求があった診療報酬等は、毎月の報告に含めないことといたします。
- (2) 健保月報及び国保事業月報において、「前期高齢者分」、「70 歳以上一般分」、「70 歳以上現役並み所得者分」及び「未就学児分」を再掲する箇所について、当該区分が判別できない場合は全体計のみに計上し、再掲は不要とします。
- (3) 健保月報において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、一部負担金等（一部負担金及び入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額。以下同様。）の減免の対象となった被保険者等がいる場合には、還付額を療養費として調整する方法により記入することとします。なお、既

に高額療養費として支給した金額は調整の対象とはしないものとします。

- (4) 国保事業月報及び後期事業月報において、一部負担金等を免除した場合の記載については、令和8年4月17日保調発 0417 第1号の別添1「事業月報記載上の注意」の第三の2(1)イの注1及び平成20年4月28日保調発 0428001号の別添「後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報)記載上の注意」第三の2(1)エの注1のとおり、保険者負担分に含めることといたします。
- (5) 後期事業月報において、「現役並み所得者分」、「現役並み所得者Ⅰ分」、「現役並み所得者Ⅱ分」、「現役並み所得者Ⅲ分」、「一般所得者Ⅰ分」、「一般所得者Ⅱ分」、「低所得Ⅰ該当者分」、及び「低所得Ⅱ該当者分」を再掲する箇所について、当該区分が判別できない場合は全体計のみに計上し、再掲は不要とします。

2. 毎月の報告に含めないこととされた診療報酬等について

1(1)において、毎月の報告に含めないこととされた診療報酬等については、令和8(2026)年度の健康保険・船員保険事業年報、国民健康保険事業年報及び後期高齢者医療事業年報を作成する際に、別途調査を行います。

【問合せ先】厚生労働省保険局調査課

<健保月報について>

数理第一係 福本

TEL 03-5253-1111(内線 3377)

E-mail kenuke@mhlw.go.jp

<国保事業月報について>

数理第二係 齋藤、五十嵐

TEL 03-5253-1111(内線 3297)

E-mail kokuke@mhlw.go.jp

<後期事業月報について>

高齢者医療調査係 村上、清野

TEL 03-5253-1111(内線 3296)

E-mail kokikoreisha@mhlw.go.jp